

○飯綱町自然環境保全条例

平成18年9月29日条例第28号

改正

平成24年9月25日条例第30号

飯綱町自然環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、町の優れた自然（地下資源を含む。以下同じ。）を永く後世に伝えるとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境及び生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全 住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる自然環境及び生活環境を保全することをいう。
- (2) 自然環境 土地、大気、水、温泉及び動植物その他自然の生態系をめぐる環境をいい、湖沼、森林その他の環境資源とこれらの景観を含むものをいう。
- (3) 生活環境 人の生活に係る環境、人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生育環境等居住を中心として形成される環境をいう。
- (4) 公害 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壤汚染によって人の健康若しくは自然との調和が損なわれ、又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (5) 開発行為 保健休養地開発、ゴルフ場開発、スキー場開発、宅地等開発、廃棄物処理施設等の設置及び地下資源の採取等によって、生活環境及び自然環境を破壊するおそれがある行為であって規則で定めるものをいう。
- (6) 事業者 前号に規定する開発行為を行う法人又は個人
- (7) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、雑排水、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物で固形状又は液状のものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な計画を策定し、これを実施するものとする。

- (1) 自然の保護及び自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。
- (2) 自然環境の保全のため必要な措置を講じること。

(3) 公害の発生源、発生原因及び発生状況を監視するとともに、その原因及び影響調査に関すること。

(4) 廃棄物の処置に関する総合的な施策を講ずること。

2 町長は、前項の規定に関する計画を策定しようとするときは、飯綱町環境基本条例（平成18年飯綱町条例第16号）第21条に規定する飯綱町環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、町の自然環境及び生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、開発によって生ずる自然の破壊（自然環境の破壊を含む。）を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、その責任において、植生の回復その他自然環境の保全のために適切な措置を講じなければならない。

3 事業者は、開発によって生ずる廃棄物については、生活環境を保全するため適切な処置をしなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民（滞在者及び旅行者を含む。）は、町の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、自然環境の保全に努め、その活動によって生ずる廃棄物を適切に処理し、快適な生活環境を確保するように努めなければならない。

（自然環境の保全基準及び廃棄物の処理基準）

第6条 町長は、町の自然環境を保護するため、自然環境の保全基準を定めなければならない。

2 町長は、町の自然環境を保護するため、事業活動又は人の活動によって発生又は排出される廃棄物の処理基準を定めなければならない。

3 町長は、前2項の規定による保全基準又は処理基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

4 町長は、第1項又は第2項の規定による保全基準又は処理基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

（水資源の規制）

第7条 事業者は、その事業に必要な地下水以外の水資源の利用に当たっては、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

（地下水採取の制限）

第8条 地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を使用する事業

者は、使用量を最小限にとどめ地下水源の枯渇、付近の減水又は枯渇及び地盤沈下の弊害を未然に防止するよう努めなければならない。

(認可等)

第9条 前条に規定する地下水を採取するため、規則で定める基準以上の設備（以下「取水施設」という。）を設ける事業者は、次条の規定により、あらかじめ、町長の認可を受けなければならない。ただし、この規定にかかわらず、地質調査又は工事のためのボーリングを行おうとする事業者は、事業計画を町長に届け出るものとする。なお、開発行為に関し長野県知事の認可を受けた事業者で、町長が規則で定めるものはこの規定を適用しない。

(認可の手続)

第10条 前条の規定により町長の認可を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 地下水の用途
- (3) 取水施設の設置場所
- (4) 取水施設の深さ及び揚水機の位置
- (5) ストレーナーの位置、揚水機の種類仕様及び吐出口径

2 前項の申請書には、取水施設の位置を示す図面その他町長の定める書類を添付しなければならない。なお、取水施設を設置しようとする土地が当該事業者以外の者の所有である場合は、その土地の所有者の承諾書を添付しなければならない。

(審査の基準)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る取水施設が、次に掲げる基準に適合しているかを審査するものとする。

- (1) 地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。
- (2) 地下水を使用することが必要かつ適当と認められること。
- (3) 他の水をもって代えることが困難なこと。
- (4) その他法令で定める基準に適合していること。

2 町長は、前項の規定による審査に基づき、申請のあった日から40日以内に事業者に対し当該事業について認可の可否を決定し、通知しなければならない。ただし、町長は特別な理由がある場合には、この期限を延長することができる。

(完了の届出)

第12条 前条第2項の規定により認可を受けた事業者は、取水施設の完成日から15日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(変更の申請等)

第13条 第9条の規定により認可を受けた事業者が、既に認可を受けた事項で次に掲げる事項を変更しようとするときは、町長の認可を受けなければならない。

- (1) 事業者の変更
- (2) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 地下水の用途及び施設の設置場所
- (4) 取水施設の深さ及び揚水機の位置
- (5) ストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口径
- (6) 取水施設の所有権又は占有権
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 現に地下水を採取している者で、引き続き地下水を採取するため第9条の規定による規模以上のものに変更しようとする事業者は、町長の認可を受けなければならない。

3 第10条から前条までの規定は、前項の規定により認可を受けようとする事業者について準用する。

(取水施設の廃止)

第14条 この条例に規定する取水施設を廃止したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(開発の制限)

第15条 事業者は、土地の形質変更を努めて避けるなど、当該開発に起因する災害を未然に防止し、住民の健全な生活環境を確保しなければならない。

2 事業者は、第2条に規定する開発行為に関する計画書を第17条に規定する許可申請しようとする30日以上前に町長に提出し、協議しなければならない。

3 町長は、前項に規定する計画書を受理したときは、当該開発行為の影響を受けると予測される関係住民の意見を聴くものとする。なお、関係住民により組織された団体又は住民の自主的な活動を行う地域住民組織（以下「住民自治組織」という。）の意見は、その代表者が文書により提出するものとする。

(許可等)

第16条 事業者は、第2条に規定する開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は町長が規則で定める団体又は法人（以下「特定事業者」という。）が開発行為を行おうとするときは、前項の許可を要しない。この場合において、当該特定事業者は、次条の規定により、あらかじめ、町長と協議しなければならない。

3 長野県知事の認可を受けた事業者で、町長が規則で定める団体又は法人及び独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）に基づき独立行政法人緑資源機構が行う事業には、この条例の規定を適用しない。

4 第1項の規定による許可を受けた事業者及び第2項の規定による特定事業者が行う災害復旧のための応急措置に係るものについては、規則で定める様式により町長に通知するものとする。

（許可申請等）

第17条 前条第1項の規定による許可を受けようとする事業者又は同条第2項の規定による協議をしようとする特定事業者は、次の事項を記載した申請書又は協議書を町長に提出しなければならない。

（1）住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名

（2）事業の目的及び種類

（3）事業を行う場所及び規模

（4）工事の予定期間及び施工者

2 前項の申請書又は協議書には、付近の状況及び施設の規模等を示す図面その他町長の定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第18条 町長は、前条の許可申請があつたときは、当該開発行為が次に掲げる事項の全てに適合している場合には、許可することができる。

（1）規則に定める自然環境の保全基準及び廃棄物の処理基準に適合していること。

（2）環境保全に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

（3）関係住民及び関係住民自治組織の意見が反映された計画であること。

（4）その他法令で定める基準に適合していること。

2 町長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（届出）

第19条 第16条第1項の規定により許可を受けた事業者又は同条第2項の規定により協議した特定事業者は、次に掲げる場合は規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手し、又は完了したとき。
- (2) 工事を中止しようとするとき。

(変更の許可)

第20条 第16条第1項又は同条第2項の規定により町長の許可を受け、又は協議して開発行為を行おうとする事業者は、事業計画又は施設の利用計画を変更しようとするときは、町長の許可を受け、又は協議しなければならない。

2 第17条から前条までの規定は、前項の場合において準用する。

(自然環境保全協定の締結)

第21条 第9条及び第16条第1項並びに同条第2項の規定により認可又は許可を受けた事業者及び協議した特定事業者は、町長と次に掲げる事項について自然環境保全協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

- (1) 開発方針及び開発計画に関する事項
- (2) 道路の造成に関する事項
- (3) 自然の保護及び植生に関する事項
- (4) 水資源利用に関する事項
- (5) 廃棄物の処理に関する事項
- (6) その他町長が必要と認める事項

(協定の履行)

第22条 前条の規定により協定を締結した事業者は、協定を忠実に履行しなければならない。

(無許可等の行為に対する措置)

第23条 町長は、第9条又は第16条第1項若しくは同条第2項に規定する認可又は許可を受けず若しくは協議をせず着手した行為について、事業者に対し工事中止又は原状回復を命ずることができる。

(勧告)

第24条 町長は、第21条の規定により協定を締結した者が、その認可又は許可及び規定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められるときは、当該協定等の履行の確保について、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(措置命令等)

第25条 町長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、定められた期限内に必要な措置をとらないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定による命令を受けた事業者が前項に規定する命令に従わないときは、必要な範囲において開発行為の中止を命ずることができる。

(立入調査)

第26条 町長は、この条例の施行に必要な範囲において、職員に開発行為を行っている場所に立ち入り、当該場所にある物件又は当該地において行われている行為の状況を調査させることができる。

- 2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じこれを提示しなければならない。
- 3 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(許可等の取消し及び公表)

第27条 町長は、第21条に規定する協定を締結した事業者が、第25条第1項の措置命令を受けてもなお措置せず、又は第25条第2項に規定する中止命令を受けてもなお工事を中止しなかったときは、第9条の規定に係る認可、又は第16条第1項に規定する開発行為の許可を取り消し、及びその違反行為の内容、措置命令の内容、事業者名等（以下「違反行為等」という。）を公表することができる。

- 2 町長は、第23条に規定する工事の中止又は原状回復命令を受けた事業者がその命令に従わないときは、違反行為等を公表することができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(牟礼村自然環境保全条例の廃止)

- 2 牟礼村自然環境保全条例（平成2年条例第18号）は、廃止する。

(三水村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)

- 3 三水村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成17年条例第18号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、牟礼村自然環境保全条例（平成2年条例第18号）又は三水

村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成17年条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年 9 月25日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。